2024年度
第2回業務委員会
参考資料№10-1

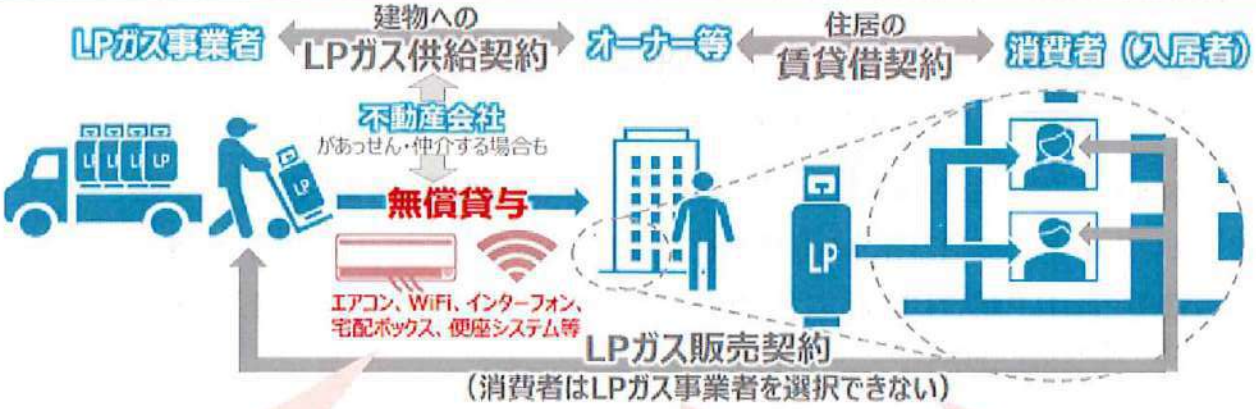
LPガスの取引適正化・料金透明化に関する制度改正について

2024年6月18日

一般社団法人　全国LPガス協会

ＬＰガス業界の商慣行と"消費者被害"と呼ばれる課題

- ＬＰガス事業者と不動産・建設業者との間では、いわゆる「無償貸与」といった商慣行が存在。
- 当該商慣行により、
 - ＬＰガス事業者は、入居者とのＬＰガス販売契約を囲い込むことができ、オーナー等は、家賃を安くして、入居率を上げることができるといった利点があるが、
 - 入居者たる消費者は、不透明で高いＬＰガス料金を受け入れざるを得ない等の課題がある。



【課題１】
消費者とのLPガス販売契約を目的とし、オーナー等に対し、過大な営業を展開
（不動産会社が利益供与を要請する場合も）

【課題２】
過大な営業費用をLPガス料金に上乗せして回収（通常であれば家賃に含まれている設備費用や、ガス消費とは関係ないエアコン等の設備費用を、ＬＰガス料金として回収）
⇒ LPガス料金が不透明で高くなる

【課題３】
入居するまでLPガス料金が不明
（過大な営業費用が上乗せされているLPガス料金であることを入居する前に知ることができない）

LPガスの商慣行是正に向けたこれまでの経緯～液石流通WGの開催

- いわゆる**無償貸与、貸付配管といった商慣行**を背景に、**LPガスの消費者が不利益を被っている現状を是正**すべく、**昨年3月から**、総合資源エネルギー調査会 資源・燃料分科会 石油・天然ガス小委員会の下部組織である**液化石油ガス流通ワーキンググループ（WG）において議論**。
- 本年1月29日の第8回WGにおいて、以下を内容とする報告書（**中間とりまとめ（案）**）を審議。
 - ① **液化石油ガス法にかかる制度見直しの方向性**
 - ② 制度見直しの**実効性を確保するための方策**
 - ③ 今後の検討課題及び**望ましい取組の方向性**
- 2月9日から3月10日までの1ヶ月間、液化石油ガス法令の改正案（改正省令案）とともにパブリックコメントを募集。**4月2日に改正省令を公布。中間とりまとめは4月19日付でとりまとめ・公表。**
- **現在、ガイドライン等の改正案についてパブリックコメント募集中**（5月25日から1ヶ月間）

【WGメンバー】 ※2024年5月20日時点

<有識者>
青山学院大学 内山教授
栄総合法律事務所 柴崎所長

<業 界>
テーエス瓦斯(株) 高橋社長
(株)TOKAI 中野取締役
(株)トーエル 中田会長
日本瓦斯(株) 吉田専務

<消費者>
(一社)全国消費者団体連絡会 郷野事務局長
(公社)全国消費生活相談員協会 エネルギー問題研究会 山王丸代表

<オブザーバー>
国際大学 橘川学長
日本LPガス協会 吉田専務
(一社)全国LPガス協会 村田専務
(一財)エルピーガス振興センター 嘉村専務

<関係省庁>
国土交通省、消費者庁、公正取引委員会

【開催状況】

2023年	3月 2日	第4回WG	料金透明化・取引適正化の動向、消費者及び事業者ヒアリング
2023年	5月11日	第5回WG	商慣行是正に向けた論点整理 等
2023年	7月24日	第6回WG	制度改正の対応方針案の提示 等
2023年	11月22日	第7回WG	実効性確保策の具体化などとりまとめに向けた議論
2024年	1月29日	第8回WG	中間とりまとめ（案）について議論
2024年	5月20日	第9回WG	制度改正への対応、ガイドライン等の整備について 等

液化石油ガス法「改正省令」の概要

・下記(１)及び(３)： 2024年7月2日施行
・下記(２)： 2025年4月2日施行

（1）過大な営業行為の制限

～ いわゆる「無償貸与」など、過大な利益供与を通じた囲い込み行為を抑止するため、下記の措置を講じる。

① **正常な商慣習を超えた利益供与の禁止**（改正省令第16条第15号の3、4）

② 消費者の事業者選択を阻害するおそれのある、**LPガス事業者の切替えを制限するような条件付き契約締結等の禁止**（改正省令第16条第15号の5、6）

（2）三部料金制の徹底（設備費用の外出し表示・計上禁止）

～ 消費者に不透明なかたちでLPガス消費に関係のない費用をLPガス料金に上乗せしてして回収している現状を是正するため、下記の措置を講じる。

① 基本料金、従量料金、設備料金からなる三部料金制（**設備費用の外出し表示**）の徹底（改正省令第16条第15号の7）

② 電気エアコンやWi-Fi機器等、**LPガス消費と関係のない設備費用のLPガス料金への計上禁止**（改正省令第16条第15号の8）

③ **賃貸住宅向けLPガス料金**においては、ガス器具等の**消費設備費用についても計上禁止**（改正省令第16条第15号の9）

（注）上記①は新規契約・既存契約ともに適用。
上記②及び③は新規契約のみ適用（既存契約は早期移行努力義務）。

（3）ＬＰガス料金等の情報提供

～ 入居後は事実上LPガス事業者を変更できないといった実態を踏まえ、賃貸住宅に入居するよりも前に、LPガス料金の情報を消費者が入手できるよう、下記の措置を講じる。

① 入居希望者への**LPガス料金の事前提示の努力義務**（入居希望者に直接又はオーナー、不動産管理会社、不動産仲介業者等を通じて提示）（改正省令第16条第15号の2）

② **入居希望者から**LPガス事業者に**直接情報提供の要請があった場合は、それに応じることを義務付け**（同上）

【参考】罰則等の対象とすることを通じた実効性・抑止力

【罰則等の対象となる規律】

- 過大な営業行為の制限
- 三部料金制の徹底（設備費用の外出し表示・計上禁止）
- 入居予定者から直接要請があった場合におけるLPガス料金情報の提供

【具体的な規則ぶり】

- **液石法第16条第2項**の規定 **「施行規則で定める基準に従って液化石油ガスの販売をしなければならない」** における「施行規則で定める基準」として、新たな規律を設けることを想定。

 ＝　液石法施行規則第16条（販売の方法の基準）の改正

- 以下のような罰則等が適用される。
 - ✓ 報告徴収＜法第82条＞、立入検査＜法第83条＞
 - ✓ 勧告＜法第17条第1項＞、さらに勧告に従わないときは公表＜法第17条第2項＞
 - ✓ 基準適合命令＜法第16条第3項＞、さらに命令に違反したときは登録取消し＜法第26条第4号＞
 - ✓ 30万円以下の罰金＜第100条第1の2号＞

【実効性確保に向けた取組】

通報フォームの設置・活用、執行体制整備、関係省庁との連携、公開モニタリングの継続実施等を通じた**市場監視の強化・徹底　＋　自主的取組の推進**（商慣行見直しに向けた取組宣言等）

「取引適正化ガイドライン」の改正案①（目的・位置づけ）

- 取引適正化ガイドラインの内容・目的を下記のとおり明確化。
- WG中間とりまとめの内容を踏まえ、①液石法等との関係で問題となる行為については、取引の内容や影響など様々な要素を総合的に勘案して個別に判断するものであること、②判断の積み重ねによりガイドラインを進化させていく、という改訂していく、という趣旨を記載。（＊都市ガスの小売営業指針にも同様の記載あり）

1．目的　※ 赤字下線を追加。

第9回液石流通WG（2024.5.20）
事務局提出資料抜粋・一部修正

（略）

このため、資源エネルギー庁では、平成２８年２月に総合資源エネルギー調査会の下に「液化石油ガス流通ワーキンググループ（WG）」を設置し、LPガス料金の透明化等に向けた検討を行い、同年５月に報告書がとりまとめられた。また、令和５年３月から、いわゆる無償貸与や貸付配管といった商慣行を背景に、LPガスの消費者が不利益を被っている状況を是正すべく検討を行い、令和６年４月に報告書がまとめられた。

本指針は、上記報告書等を踏まえ、**LPガスが今後とも消費者から選択されるエネルギーとなるため、液石法等の関係法令の遵守及び自主的な取組を促すための考え方や具体例に加えて、LPガス事業者が取り組むべき事項をまとめたもの**であり、これによって、消費者の保護の充実を図り、消費者が安心してLPガスの供給を受けられる環境を整備するとともに、LPガス販売事業の健全な発展に資することを目的とするものである。

なお、**どのような行為等が液石法等との関係で問題となるかについては、取引の内容や影響など、様々な要素を総合的に勘案し、個別に判断することが求められるものであり、それをあらかじめ網羅的に示すことは困難**である。したがって、今後、本指針の趣旨・内容を勘案して個々の事案に対応し、その**判断の積み重ねが本指針の内容をより一層明確にしていくことになる**と考えられる。~~取り組むべき事項~~**本指針**については、今後のLPガスの取引の実態や消費者との取引を巡るトラブルの発生状況等を踏まえつつ、**適時適切に見直しを行っていく**こととする。

「取引適正化ガイドライン」の改正案②（過大な営業行為の制限）1/4

賃貸集合住宅等のオーナーや消費者等に対する過大な営業行為の制限

第9回液石流通WG（2024.5.20）
事務局提出資料抜粋・一部修正

ア）正常な商慣習を超えた利益供与の制限

- ✓ LPガス販売事業者は、LPガス消費者との契約締結を目的として、賃貸集合住宅等のオーナー又は戸建て住宅の消費者に対し、正常な商慣習を超えた利益を供与してはならない（液石法施行規則第16条第15号の3及び第15号の4）。
- ✓ この規定は、いわゆる「無償貸与」など、**消費者とのLPガス販売契約の確保を目的として、オーナー等や消費者に対して過大な利益供与を行うという商慣行そのものを是正することで、消費者がLPガス事業者を選択しやすい環境を整備する**趣旨から設けられたものである。
- ✓ **「利益の供与」**には、
 - 設備の無償貸与や安値提供、フリーメンテナンスサービス等の**物品・サービスの提供**に加え、
 - 紹介料等の名目による切替え手数料の支払い、回収代行手数料等の名目によるLPガス料金の一部のキックバック、LPガスボンベ置き場の賃借料や広告宣伝費等の名目による**金銭的な利益の提供**が含まれる。

（問題となりうる行為・考え方）

- ✓ 例えば、、以下の行為を行うことは問題となりうる。
 - ① 賃貸集合住宅等のオーナー等に対して、LPガス事業者を切り替える条件として、設備の無償貸与、当該設備のフリーメンテナンス、入居者たる消費者紹介にかかる謝礼金やLPガスボンベ置き場の賃借料の支払い等、**様々な名目により利益供与を行う**こと
 - ② 消費者に対して**値上げありきの安価なLPガス料金を提示**すること
- ✓ また、**オーナー等に対する継続的な利益供与**（例えば、フリーメンテナンス契約、LPガス料金の一部のキックバック、LPガスボンベ置き場の賃借料の支払い、広告宣伝費の支払い等）であってそれが過大な場合は、**LPガス事業者の切り替えを長期にわたって阻害する効果**を有し、**消費者に対する高額で不透明なLPガス料金請求につながるおそれも高くなる点に留意**する必要がある。

「取引適正化ガイドライン」の改正案②（過大な営業行為の制限）2/4

ア）正常な商慣習を超えた利益供与の制限（つづき）

第9回液石流通WG（2024.5.20）
事務局提出資料抜粋・一部修正

（LPガス事業者が取り組むべき事項）

- ✓ LPガス事業者は、個々の営業行為について、他の事業分野の事例も参考にしつつ、正常な商慣習を超えた利益供与ではない、LPガス料金の低減に資する行為である等、**対外的に根拠をもって説明でき、それが第三者から妥当であると評価されるようにしておく必要**がある。

（望ましい行為）

- ✓ なお、**オーナー等に対する利益供与行為**が、**事業者間の健全な競争を阻害し、消費者に不利益をもたらす可能性**を鑑みれば、そうした利益行為については、過大なものかどうかにかかわらず、**一切行わない方向で取り組んでいくことが望ましい**。

【参考】WG中間とりまとめ・抜粋

Ⅳ.(2) 商慣行是正に向けた望ましい取組の方向性

①いわゆる「無償貸与」や紹介料の支払い等の利益供与について

いわゆる無償貸与や紹介料支払い等の利益供与の結果、消費者が負担するLPガス料金が不透明な形で高騰し、賃貸集合住宅の消費者は料金に不満があっても受け入れざるを得ないといった不利益が生じている。

こうした状況を是正し、消費者から信頼されるLPガスとなるためにも、業界全体として、長年続いてきた無償貸与や紹介料支払いといった利益供与行為については、過大かどうかにかかわらず、一切行わない方向で取り組んでいくことが期待される。

「取引適正化ガイドライン」の改正案②（過大な営業行為の制限）3/4

第9回液石流通WG（2024.5.20）
事務局提出資料抜粋・一部修正

イ）LPガス事業者の変更を制限するような条件を付した契約等の締結の禁止

- ✓ LPガス事業者は、賃貸集合住宅等のオーナー等又は戸建て住宅の消費者との間で、消費者によるLPガス事業者の変更を制限するような条件を付した契約を締結してはならない（液石法施行規則第16条第15号の5及び第15号の6）。
- ✓ この規定は、**消費者がLPガス事業者を選択しやすい環境を整備する**趣旨から設けられたものである。

（問題となりうる行為・考え方）

- ✓ 例えば、オーナーや一般消費者等との設備貸与契約やその他契約において、以下の条件を設ける等により、**消費者によるLPガス事業者の選択を不当に阻害すること**は問題となりうる。
 - ① **契約の解除を一切もしくは長期間許容しない期間や条件**を設けること
 - ② 契約の解除に関して、月々のLPガス料金に照らして**高額な違約金規定や貸与設備等の買取条項や返金条項**を設けること
 - ③ 消費者からの申出がない限り契約期間終了時に契約を自動的に更新するという契約において、**更新を拒否できる期間を極めて短い期間とする**こと

- ✓ また、以下の点に留意する必要がある。
 - **オーナー等に対する継続的な利益供与は、LPガス販売事業者の切り替えを長期にわたって阻害する効果を有すること**
 - **LPガス事業者の切替え営業を代行する事業者や契約の仲介を行う事業者に対して支払う報酬が、LPガス販売契約の違約金に含まれるなどして高額となり、結果としてLPガス販売事業者の切替えを阻害する効果を有すること**

「取引適正化ガイドライン」の改正案②（過大な営業行為の制限）4/4

イ）LPガス事業者の変更を制限するような条件を付した契約等の締結の禁止（つづき）

第9回液石流通WG（2024.5.20）
事務局提出資料抜粋・一部修正

（LPガス事業者が取り組むべき事項・望ましい行為等）

- ✓ LPガス事業者は、個々の営業行為について、他の事業分野の事例も参考にしつつ、LPガス事業者の切替えを不当に制限するものではない等、**対外的に根拠をもって説明でき、それが第三者から妥当であると評価されるようにしておく必要**がある。

- ✓ なお、消費者からのLPガス販売契約の解除や契約の自動的な更新を拒否する申し出に応じない、若しくはそれらの手続の方法を明示しないなど、消費者によるLPガス事業者の選択を阻害する行為をすることは適切ではない。

- ✓ また、いわゆる**「貸付配管」**は、消費者による**LPガス販売事業者の選択を阻害しうるもの**であることから、**今後の新規契約においては、建物所有者と配管所有者を一致させ、貸付配管を行わない方向で取り組んでいくことが望ましい**。

「取引適正化ガイドライン」の改正案③（LPガス料金等の情報提供）

- 令和3年6月の通知（及び本年2月29日付けの再周知の通知）に記載されている内容を記載。

第9回液石流通WG（2024.5.20）
事務局提出資料抜粋・一部修正

集合賃貸住宅等の入居希望者に対するLPガス料金等の情報提供

✓ 賃貸集合住宅等においては、その構造上、入居者たる消費者は、オーナーや不動産管理会社等が選定したLPガス事業者としか契約できないという制約がある。

（LPガス事業者が取り組むべき事項）

✓ このため、LPガス販売事業者は、一般消費者等がLPガス料金等の情報を知った上で入居することができるよう、以下の事項に取り組み、不動産関係者から適切に情報提供されるようにする必要がある（液石法施行規則第16条第15号の２）

① 日頃から、当該住宅のLPガス料金表等の情報を不動産関係者に提供すること
② 料金に変更が生じた場合は、遅滞なく変更後のLPガス料金表を提供すること
③ 不動産関係者から情報提供した料金について問い合わせがあった場合は、適切かつ迅速に対応すること

✓ また、消費者から直接LPガス料金等の問い合わせがあった場合は、それに応じなければならない。（液石法施行規則第16条第15号の2）

（問題となりうる行為）

✓ なお、不動産関係者に対し、当該住宅のLPガス料金表ではなく、標準的な料金メニュー提示することは問題となりうる。

「取引適正化ガイドライン」の改正案④（三部料金制の徹底）

第9回液石流通WG（2024.5.20）
事務局提出資料抜粋・一部修正

三部料金制の徹底（設備費用の外出し表示・計上禁止）

✓ LPガス事業者は、**消費者に対してLPガス料金を請求するときは、基本料金、従量料金、設備料金からなる三部料金に整理**した上で、その算定根拠を通知しなければならない（設備費用の外出し表示）（施行規則第16条第15号の7）。

✓ また、エアコンやインターフォン等、ガス消費とは関係ない設備費用をLPガス料金に計上してはならない（施行規則第16条第15号の8）。

✓ さらに、**賃貸集合住宅等においては、当該住宅のオーナー等が、ガス配管（消費配管）、給湯器、エアコン等の設備を設置する場合、それらの費用は家賃として回収されるべきものであり、LPガス料金として費用計上することは適切ではない。**このため、賃貸集合住宅において等は、ガス消費に用いられる設備の費用であっても、当該費用をLPガス料金に計上してはならず（施行規則第16条第15号の9）、請求書への記載に当たっては、三部料金にした上で、**設備料金を「該当なし（又は０円）」とする必要**がある。

✓ これらの規定は、不透明で高いと指摘されている**LPガス料金について、料金の透明性を高めつつ、費用回収のあり方を適正化していく趣旨**から設けられたものである。

（LPガス事業者が取り組むべき事項）

✓ LPガス事業者は、LPガス料金に設備費用が含まれていない（該当なし、0円）とする場合、客観的な根拠による説明ができるようにしておく必要がある。特に、**賃貸集合住宅等のオーナー等に対して無償で設備償貸与等を行っている場合、消費者が負担するLPガス料金でその費用を回収していると考えられる**ことから、**客観的な根拠により当該費用を含めていないと説明できるようにしておく必要**がある。

（望ましい行為）

✓ 2025年4月2日時点で締結済みのLPガス販売契約（既存契約）については、設備費用の計上禁止に係る規律は適用されないが（施行規則附則第2条）、消費者利益を確保する観点からは、新制度に対応した料金へと早期に見直していくことが望ましい（施行規則附則第３条）。

通報フォームに寄せられた情報について（2024年5月10日時点）

- LPガス事業者、不動産関係者、仲介業者による行為についての情報提供あり。そのうち、約8割がLPガス事業者による行為についての情報。
- 完全匿名（氏名・連絡先未記載、参考資料未添付）での情報提供は約3割と1月時点(約4割)より減少。
- 2月以降、1日当たりの通報件数は増加傾向。これまで約670件の情報提供あり。

情報提供のあった営業・要求行為の事例

- LPガス事業者がLPガス供給の切り替え営業を行っており、**ガス機器、エアコン、Wi-Fi設備及び防犯カメラ等の無償での設置、紹介料の支払い**を提案している。制度改正については**「4月までに契約を結べば既存の契約については問題ない」**と説明している。
- LPガス事業者が、不動産管理会社に対して、**ボンベ設置場所の土地代、LPガス料金からのキックバックなど形を変えて、今までどおり、紹介料相当の金額を支払うという営業**を行っている。
- 物件のオーナーに制度改正について説明し、理解を得ていたが、**不動産管理会社が「今なら無償で設備の貸与を行う事業者がいる。」**とオーナーに提案し、供給を切り替えられた。

<これまでの対応>

- 関係省庁との**定期的な情報共有**、問題意識の共有、個別対応についての相談
- 地方経済産業局及び資源エネルギー庁による**ヒアリング**
- **駆け込み営業に対する注意喚起・対応要請**

など

※ 上記は、通報フォームに寄せられた情報に限らず実施。
※ ガイドライン等の整備にあたって、通報フォーム等に寄せられた情報を参考としていく。

（具体例）

✓ 改正省令が公布された4/1以降も駆け込み的な営業行為（過大な利益供与等）を続けているとの情報提供のあった事業者に対してヒアリングを実施。事実関係とともに社内体制の再確認を要請したところ、今後はそうした営業行為は行わない旨方針を決定し、社内への周知を図ったとの報告あり。

不動産関係者や建設業者への対応~国交省との連携 1/2

- 商慣行を是正していくには、もう一方の当事者である不動産関係者・建設業者による対応も不可欠。
 - ＊ LPガス事業者が法令を遵守するためにも、取引先となる不動産関係者等に対し、今回の改正内容を説明し、理解を得ていくという取組が重要。
 - ＊ 懸念される動きについては個別具体的に情報提供いただきたい。（今後のアクション具体化のためには必須）
- 行政による対応としては、以下のとおり。WGや消費者委員会等の意見も踏まえ、更に踏み込んだ取組を進めていく。

昨年夏以降：不動産関係団体向け説明会等を通じた協力要請（随時実施）

- **国土交通省の協力の下、不動産関係団体向けの説明会等**を通じて、**商慣行是正に向けた協力を要請**。
 - ✓昨年11月13日、（公財）日本賃貸住宅管理協会の運営協議会にて説明会を開催し、資源エネルギー庁から、無償貸与等のLPガスを巡る課題やそれを踏まえた制度改正案の概要について説明。
 - ✓11月15日、（公社）全国賃貸住宅経営者協会連合会の理事会にて、事務局から制度改正案の概要を説明。
 - ✓所管団体の会議やイベントで、国交省から制度改正の検討状況を説明。
 - ・ 住まい・建築・不動産の総合展（11/2）、日管協フォーラム（11/14） 等

23年12月1日：「LPガス商慣行通報フォーム」の開設・周知

- **「LPガス商慣行通報フォーム」を開設**するとともに、**不動産関係業界にもフォームの情報を周知**。
- 不動産関係者や建設業者による行為については、国土交通省等関係省庁とも共有し、適宜対応。

※ 国土交通省の不動産関係のWebサイトにも通報フォームに関する情報を提供。

24年1月23日：駆け込み的営業への対応要請

- 不動産関係業界に対し、**LPガス事業者による駆け込み的営業や過大な利益供与には応じないこと、そうした事案に接した場合は「通報フォーム」に情報提供することを要請**する通知を発出。

24年2月29日：入居希望者に対するLPガス料金に関する情報提供（再周知）

- **転居等で新たなLPガス供給契約が増える**ことから、賃貸集合住宅の入居希望者へのLPガス料金の情報提供を徹底するため、不動産関係業界に対し、LPガス事業者から**LPガス料金表等の情報提供があった場合には、消費者等に情報提供を行うこと等を再周知**。

不動産関係者や建設業者への対応～国交省との連携 2/2

24年5月17日：LPガスの商慣行是正に向けた制度改正の内容についての周知及び対応要請

- 不動産関係者等が**LPガス事業者に対し違反行為に該当する利益供与等を求めることがあった場合は、当該行為は取引先に対してコンプライアンス違反を求めるものとして問題となりえる**ことから、そのような事態を防止すべく、不動産関係業界に対し文書を発出し、LPガス分野における**制度改正の内容について周知徹底を図るとともに、適切に対応するよう要請**。

<5/17付け文書における要請内容～不動産関係者・建設業者に対する要請>

①「過大な営業行為の制限」（2024年7月2日施行）により、ＬＰガス事業者が行ういわゆる無償貸与や無償での配管工事の請負、紹介料の支払い等の利益供与をはじめとする**過大な営業行為が禁止となることを踏まえ、そのような営業行為には応じないこと**、もしくは、**ＬＰガス事業者に対してそのような利益供与を求めないこと**。また、問題行為に接した場合、資源エネルギー庁が開設した「ＬＰガス商慣行通報フォーム」に情報提供すること。

②「ＬＰガス料金等の情報提供」（2024年7月2日施行）により、本年２月２９日付けの周知内容（消費者が賃貸借契約を締結する前にＬＰガス料金の多寡を知った上での入居を可能とするという仕組み）が法定化され、ＬＰガス事業者から、ＬＰガス料金表等の情報があらかじめ提供されていることが前提となることを踏まえ、**賃貸借契約を締結する前の消費者に対し、当該ＬＰガス料金表等の情報を適切に提供すること**。（なお、ＬＰガス料金表等の情報があらかじめＬＰガス事業者から提供されていない場合においては、賃貸借契約を締結する前の消費者に対し、ＬＰガス事業者に直接要請を行うことによりＬＰガス料金表等の情報の提示を受けることができる旨を、情報提供することが考えられる。）

③「三部料金制の徹底（設備費用の外出し表示・計上禁止）」（2025年4月2日施行）により、ＬＰガス事業者は、消費者が負担するＬＰガス料金に係る新規契約においては設備費用の計上をしないことが求められるだけでなく既存契約（施行時点で締結済みのＬＰガス消費に係る販売契約）についても設備費用の外出し表示を求められること等を踏まえ、**ＬＰガス事業者からの三部料金制に関する施行に向けた相談があった場合には対応すること**。

市場監視・モニタリングの実施（公開モニタリング）

- 今後、LPガス事業者による商慣行是正に向けた積極的な取組を促していくためにも、規制当局による取り締まりのみならず、有識者や消費者等の関係者が、本WG又はLPガス地方懇談会といった公開の場で、LPガス事業者の取組等、商慣行改革の動向について監視・モニタリングしていくことが必要。

- 公開モニタリングの場では、例えば、以下のような内容を確認・議論していくことが考えられる。
 - 通報フォームに寄せられた情報を集約・構造化した内容
 - 「商慣行見直しに向けた取組宣言」の取組状況
 - 大手LPガス事業者による商慣行是正に向けた取組状況（公開ヒアリング等）
 - フォローアップ調査の結果
 - 関係省庁と連携した取組状況

- 公開の場で様々な関係者が、LPガスの商慣行改革の動向を確認・議論していくことは、**市場関係者による相互監視**を通じた違法行為への抑止力にもつながり、また、**市場監視機能を高める**という観点からも有益。今回の商慣行改革を着実に推し進めていくためにも、**当分の間、市場監視・モニタリングを継続**していく必要。

- また、当該議論を通じて、更なる改革・制度見直しの要否についても検討。

※ 貸付配管に関しては、当分の間、LPガス事業者による取組状況や課題の有無等についてモニタリングを継続し、例えば3年後を目途として、制度上の対応の要否を検討していく予定。

（参考）パブリックコメントで寄せられた御指摘・御提案

● 下記のような意見等も参考にしつつ、継続的に監視・モニタリングしていく。

●LPガス商慣行是正に向けた対応についての提案

- リベートや貸与の原資は高額なLPガス料金。その説明責任を問うべき。
- 解約時の高額違約金がLPガス会社変更の制約となっており、既存契約であっても是正促すべき。投資物件についてはオーナーチェンジが頻繁であり、違約金規定は問題が多い。
- 不動産関係会社への規律として、LPガス会社からの設備投資や紹介料支払い等があれば、当該費用がLPガス料金に反映されているかどうかにかかわらず、その内容を全て入居者に提示する義務を設けるべき
- 入居予定者に、LPガス料金情報に加えて、LPガス事業者の所有物情報も併せて情報提供することを義務化すれば過大な営業行為の抑制効果があるのではないか
- 上場企業に関してはCSRの観点からも高い倫理観が求められるべき。社会の規範となるべく企業宣言を促し、違反があれば即座に勧告・公表すべき
- 消費者含めて、罰則規定の存在について周知することが必要

●LPガス料金に関する懸念・提案

- 戸建てへの設備貸与費用が、賃貸住宅向けのLPガス料金に上乗せされているのではないか
- LPガス料金の高額支払者から得た資金を原資として、売り込み価格で消費者を獲得しているのは問題
- 各自治体の消費者団体に設備費用のチェックを依頼して情報提供してもらう仕組みを導入してはどうか
- 外出しされた設備意費用の真偽を見極める調査をすべき
- 賃貸トラブルは宅建業者が解決すべき問題。「LPガス料金について直接事業者に問い合わせてください」ではなく、宅建業者自身が説明すべき。
- 賃貸住宅への入居前にLPガス料金について確認すべきポイントについて、各自治体の消費者団体や生協等への出前講座により周知していってはどうか。
- 賃貸住宅の家賃についてもモニタリングを行うべき
- 消費者被害の認定基準検討すべき
- 標準料金表示は一番高い料金を掲載すべき

【参考】関係条文①（液石法）

（基準適合義務等）

第十六条　（略）

2　液化石油ガス販売事業者は、経済産業省令で定める基準に従つて液化石油ガスの販売（販売に係る貯蔵を含む。次項、第二十条第一項、第二十一条第一項及び第八十七条第二項において同じ。）をしなければならない。

3　経済産業大臣等は、その登録を受けた液化石油ガス販売事業者の貯蔵施設又は販売の方法が第一項の経済産業省令で定める技術上の基準又は前項の経済産業省令で定める基準に適合していないと認めるときは、その技術上の基準に適合するように貯蔵施設を修理し、改造し、若しくは移転し、又はその基準に従つて液化石油ガスの販売をすべきことを命ずることができる。

（勧告等）

第十七条　経済産業大臣は、液化石油ガス販売事業者の事業の運営が適正を欠いているため、液化石油ガスによる災害の発生の防止又は一般消費者等の利便の確保に支障を生じ、又は生じるおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、産業構造審議会の意見を聴いて、当該液化石油ガス販売事業者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2　経済産業大臣は、前項の規定による勧告をした場合において、液化石油ガス販売事業者がその勧告に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

（登録の取消し等）

第二十六条　経済産業大臣等は、その登録を受けた液化石油ガス販売事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めてその液化石油ガス販売事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一～三　（略）

四　第十三条第二項、第十四条第二項、第十六条第三項、第十六条の二第二項又は第　二十二条の規定による命令に違反したとき。

五～七　（略）

第百条　次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一　（略）

一の二　第十六条第一項又は第二項の規定に違反した者

二～十五　（略）

【参考】関係条文②（液石法施行規則）1/2

（販売の方法の基準）
第十六条　法第十六条第二項の経済産業省令で定める販売の方法の基準は、次の各号に掲げるものとする。
一～十五　（略）

十五の二　液化石油ガスの販売契約を締結しようとする一般消費者等と消費設備が設置された又は設置される施設又は建築物の所有者とが異なる場合において、当該一般消費者等と当該施設又は建築物の所有者等との間で賃貸借契約が締結される前に、当該一般消費者等に対し、直接液化石油ガスの供給に係る料金表等を提示し、又は当該施設又は建築物の所有者等を通じて当該料金表等を提示するよう努めること。
※LPガス料金等の情報提供に係る規律（入居希望者から直接要請があった場合における情報提供義務、不動産関係者を通じた情報提供努力義務）

十五の三　液化石油ガスの販売契約を締結しようとする一般消費者等と消費設備が設置された又は設置される施設又は建築物の所有者とが異なる場合において、当該一般消費者等と液化石油ガスの販売契約を自己と締結させることを目的として、当該施設又は建築物の所有者等に対し、正常な商慣習を超えた利益を供与しないこと。
※過大な営業行為の制限に係る規律①（賃貸物件における正常な商慣習を超えた利益供与の禁止）

十五の四　液化石油ガスの販売契約を締結しようとする一般消費者等と消費設備が設置された又は設置される施設又は建築物の所有者とが同一である場合において、当該一般消費者等と液化石油ガスの販売契約を自己と締結させることを目的として、当該一般消費者等に対し、正常な商慣習を超えた利益を供与しないこと。
※過大な営業行為の制限に係る規律②（消費者所有物件における正常な商慣習を超えた利益供与の禁止）

十五の五　液化石油ガスの販売契約を締結しようとする一般消費者等と消費設備が設置された又は設置される施設又は建築物の所有者とが異なる場合において、当該施設又は建築物の所有者等との間で、当該施設又は建築物の入居者である一般消費者等が液化石油ガス販売事業者を変更することを制限するような条件を付した貸与契約等を締結しないこと。
※過大な営業行為の制限に係る規律③（賃貸物件におけるLPガス事業者の切替えを制限するような条件付き契約等の締結禁止）

十五の六　液化石油ガスの販売契約を締結しようとする一般消費者等と消費設備が設置された又は設置される施設又は建築物の所有者とが同一である場合において、当該一般消費者等との間で、液化石油ガス販売事業者を変更することを制限するような条件を付した液化石油ガスの販売契約等を締結しないこと。
※過大な営業行為の制限に係る規律④（消費者所有物件におけるLPガス事業者の切替えを制限するような条件付き契約等の締結禁止）

【参考】関係条文③（液石法施行規則）2/2

十五の七　一般消費者等に対して液化石油ガスの供給に係る料金その他の一般消費者等の負担となる費用を請求するときは、当該費用を当該一般消費者等が消費した液化石油ガスの量にかかわらず生ずる費用及び当該量に応じて生ずる費用並びに消費設備の貸与等に係る費用に整理し、その料金その他の一般消費者等の負担となる費用の算定根拠を通知すること。
※　三部料金制の徹底に係る規律①（LPガス料金を請求する場合、基本料金、従量料金、設備料金に分けて通知する義務（設備費用の外出し表示の徹底））

十五の八　一般消費者等に対し、消費設備に係る配管及び液化石油ガス器具等の設置等に係る費用以外の費用を消費設備の貸与等に係る費用として請求しないこと。
※　三部料金制の徹底に係る規律②（LPガス消費とは関係のない設備費用のLPガス料金への計上禁止）

十五の九　液化石油ガスの販売契約を締結している一般消費者等と消費設備が設置された施設又は建築物の所有者とが異なる場合において、液化石油ガスの販売契約を締結している一般消費者等に対し液化石油ガスの供給に係る料金を請求するときは、当該施設又は建築物の所有者が本来負担すべき消費設備の貸与等に係る費用を請求しないこと。ただし、液化石油ガス販売事業者と当該一般消費者等との間で消費設備の貸与等に係る費用の負担方法について合意がある場合は、この限りでない。
※　三部料金制の徹底に係る規律③（賃貸物件のLPガス料金においては、LPガス消費に係る設備費用についても計上禁止）

附　則
（施行期日）
第一条　この省令は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第十六条第十五号の七から第十五号の九までの改正規定は、公布の日から起算して一年を経過した日から施行する。
※　過大な営業行為の制限及びLPガス料金等の情報提供に係る規律の施行期日：令和6年（2024）年7月2日
※　三部料金制の徹底に係る規律の施行期日：令和7（2025）年4月2日

（経過措置）
第二条　この省令による改正後の第十六条第十五号の八及び第十五号の九の規定は、この省令の施行の日前に締結された液化石油ガス販売契約については、適用しない。
※　三部料金制の徹底に係る規律の施行期日前に締結されたLPガス販売契約（既存契約）に係る料金については、設備費用の計上自体は禁止せず、設備費用の外出し表示のみ求める。

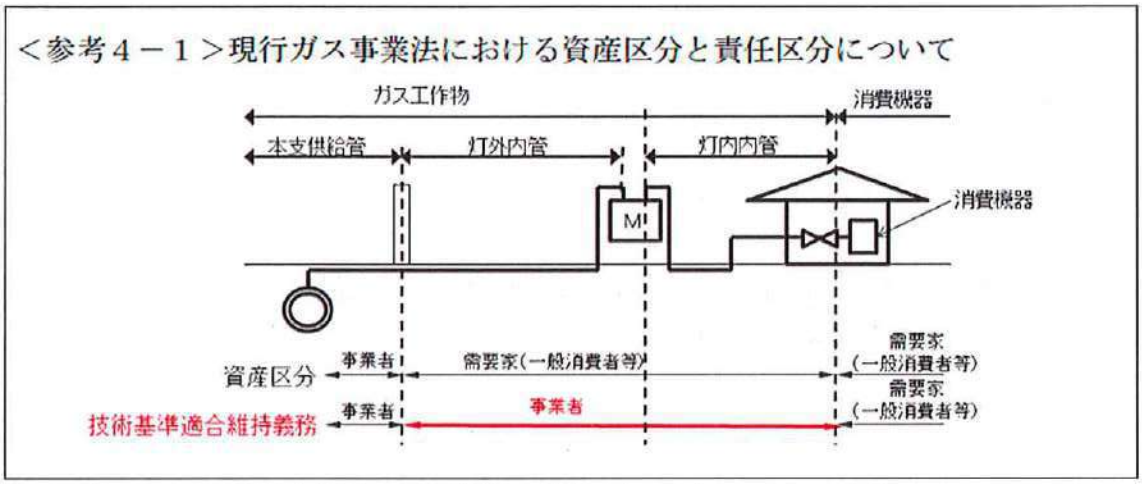
第三条　液化石油ガス販売事業者は、この省令による改正後の液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の規定を踏まえ、必要な液化石油ガス販売契約の更新を速やかに行うよう努めるものとする。
※　契約更新により新制度に対応したLPガス料金に早期移行する努力義務

日本コミュニティーガス協会

【ご教示願います】 灯内内管・灯外内管の所有者について

日本ガス協会

- 都市ガスにおいて、需要家敷地内配管（灯外内管、灯内内管）は下の図のように需要家所有の整理となっております。



第２回ガスシステム改革保安対策ワーキンググループ（平成 27 年 9 月 24 日）
資料５ 「協力勧告対象となる「公共の安全の確保上特に重要なガス工作物」について」

- ガス事業法※1に基づき一般ガス導管事業者は託送供給約款にて「導管、ガスメーターその他の設備に関する費用の負担の方法」を適正かつ明確に定めることとされております。
- 上記の「導管、ガスメーターその他の設備に関する費用の負担の方法」とは、内管の売渡し制度を含むことが通達※2で示されていることから、各社において内管を需要家所有とすることを託送供給約款に規定し、認可を受けているものと思料いたします。
- なお、都市ガスにおいては、小売事業者は 2017 年の自由化に伴い、簡易ガス同様にガス小売供給約款の変更は供給事業者と需要家の間の合意によることとなりましたが、上記の一般ガス導管事業については現在も規制対象となっており、託送供給約款の改定には国の認可が必要となります。

※1 ガス事業法 第48条

4 経済産業大臣は、第一項本文（第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、第一項本文の認可をしなければならない。
一 料金が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであること。
二 第一項本文の認可の申請に係る託送供給約款によりガスの供給を受けようとする者が託送供給を受けることを著しく困難にするおそれがないこと。
三 料金が定率又は定額をもつて明確に定められていること。
四 一般ガス導管事業者及び第一項本文の認可の申請に係る託送供給約款によりガスの供給を受ける者の責任に関する事項並びに導管、ガスメーターその他の設備に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。

※2 ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について

Ⅰガス事業関係

第一 審査基準

（14）②法第48条第4項4号関係

（略）

「導管、ガスメーターその他の設備に関する費用の負担の方法」とは、内管の売渡し制度、本支管等に関する工事負担金制度をいう。

（参考）東京ガスネットワーク株式会社 小売託送供給約款

36．内管工事に伴う費用の負担

— 供給施設の所有区分と工事費 —

（1）内管及びガス栓は需要家等の所有とし、需要家等の負担で設置していただきます。なお、工事申込者が建築事業者等の場合は、建築事業者等の負担で設置していただきます。ただし、別表第11（内管の設置に要する費用の一部を当社が負担する場合の取り扱い）に定める場合には、内管の設置に要する費用の一部を当社が負担することがあります。

2024年度
第2回業務委員会
参考資料№10-2

2024/6/28

2024年3月分コミュニティーガス事業　生産動態統計の概況

出典:ガス市場整備課　簡易ガス事業生産動態統計の概況

	地点群数				許可地点数（件）				メーター取付数（個）				調定数（件）				（内家庭用調定数）（件）			
	当月末	前年同月末	増減	前年比(%)	当月末	前年同月末	増減	前年比(%)	当月末	前年同月末	増減	前年比(%)	当月末	前年同月末	増減	前年比(%)	当月末	前年同月末	増減	前年比(%)
北海道	342	341	1	0.3%	141,208	140,937	271	0.2%	98,070	98,247	▲ 177	▲0.2%	80,702	81,500	▲ 798	▲1.0%	79,409	80,184	▲ 775	▲1.0%
東北	594	597	▲ 3	▲0.5%	152,101	152,850	▲ 749	▲0.5%	113,388	113,761	▲ 373	▲0.3%	90,922	92,058	▲ 1,136	▲1.2%	89,677	90,775	▲ 1,098	▲1.2%
関東	2,027	2,037	▲ 10	▲0.5%	519,317	520,363	▲ 1,046	▲0.2%	373,509	375,179	▲ 1,670	▲0.4%	316,705	320,068	▲ 3,363	▲1.1%	313,574	316,948	▲ 3,374	▲1.1%
中部	657	655	2	0.3%	176,802	174,908	1,894	1.1%	128,211	127,255	956	0.8%	108,174	107,984	190	0.2%	107,409	107,385	24	0.0%
北陸	270	274	▲ 4	▲1.5%	58,126	58,539	▲ 413	▲0.7%	37,394	37,997	▲ 603	▲1.6%	28,367	28,420	▲ 53	▲0.2%	28,122	28,173	▲ 51	▲0.2%
近畿	986	990	▲ 4	▲0.4%	212,147	210,056	2,091	1.0%	154,776	153,041	1,735	1.1%	119,096	118,553	543	0.5%	118,327	117,782	545	0.5%
中国	592	590	2	0.3%	135,293	137,040	▲ 1,747	▲1.3%	92,436	93,016	▲ 580	▲0.6%	73,847	74,370	▲ 523	▲0.7%	73,417	73,929	▲ 512	▲0.7%
四国	352	350	2	0.6%	72,285	72,022	263	0.4%	56,756	56,675	81	0.1%	41,919	42,532	▲ 613	▲1.4%	41,828	42,438	▲ 610	▲1.4%
九州	1,176	1,179	▲ 3	▲0.3%	302,084	302,870	▲ 786	▲0.3%	227,005	228,177	▲ 1,172	▲0.5%	187,607	189,725	▲ 2,118	▲1.1%	186,555	188,674	▲ 2,119	▲1.1%
沖縄	215	207	8	3.9%	35,910	34,906	1,004	2.9%	35,437	34,364	1,073	3.1%	31,341	30,398	943	3.1%	31,317	30,373	944	3.1%
全国	7,211	7,220	▲ 9	▲0.1%	1,805,273	1,804,491	782	0.0%	1,316,982	1,317,712	▲ 730	▲0.1%	1,078,680	1,085,608	▲ 6,928	▲0.6%	1,069,635	1,076,661	▲ 7,026	▲0.7%

※新規地点群　地点群…　　地点

（100.4652MJ=24,000kcal換算）

	販売量（㎥）												家庭用単位消費量（㎥/戸）			
	当月			前年同月			前年同月比									
	家庭用	商業用他	合計	家庭用	商業用他	合計	家庭用	%	商業用他	%	合計	%	当月	前年同月	増減	前年比(%)
北海道	946,222	0	946,222	859,723	192,838	1,052,561	86,499	10.1%	▲ 192,838	▲100.0%	▲ 106,339	▲10.1%	11.9	10.7	1.2	11.2%
東北	1,035,319	0	1,035,319	1,025,565	167,443	1,193,008	9,754	1.0%	▲ 167,443	▲100.0%	▲ 157,689	▲13.2%	11.5	11.3	0.2	1.8%
関東	4,433,431	0	4,433,431	4,358,802	389,950	4,748,752	74,629	1.7%	▲ 389,950	▲100.0%	▲ 315,321	▲6.6%	14.1	13.8	0.3	2.2%
中部	1,571,252	0	1,571,252	1,526,687	67,474	1,594,161	44,565	2.9%	▲ 67,474	▲100.0%	▲ 22,909	▲1.4%	14.6	14.2	0.4	2.8%
北陸	285,652	0	285,652	277,384	30,170	307,554	8,268	3.0%	▲ 30,170	▲100.0%	▲ 21,902	▲7.1%	10.2	9.8	0.4	4.1%
近畿	1,534,082	0	1,534,082	1,504,577	67,216	1,571,793	29,505	2.0%	▲ 67,216	▲100.0%	▲ 37,711	▲2.4%	13.0	12.8	0.2	1.6%
中国	955,133	0	955,133	922,393	37,547	959,940	32,740	3.5%	▲ 37,547	▲100.0%	▲ 4,807	▲0.5%	13.0	12.5	0.5	4.0%
四国	455,837	0	455,837	450,266	4,863	455,129	5,571	1.2%	▲ 4,863	▲100.0%	708	0.2%	10.9	10.6	0.3	2.8%
九州	2,094,550	0	2,094,550	2,090,525	81,026	2,171,551	4,025	0.2%	▲ 81,026	▲100.0%	▲ 77,001	▲3.5%	11.2	11.1	0.1	0.9%
沖縄	225,348	0	225,348	229,933	3,369	233,302	▲ 4,585	▲2.0%	▲ 3,369	▲100.0%	▲ 7,954	▲3.4%	7.2	7.6	▲ 0.4	▲5.3%
全国	13,536,826	0	13,536,826	13,245,855	1,041,896	14,287,751	290,971	2.2%	▲ 1,041,896	▲100.0%	▲ 750,925	▲5.3%	12.7	12.3	0.4	3.3%

当月平均気温		
出典:気象庁		前年比
札幌	0.8	▲4.1℃
仙台	6.0	▲3.3℃
東京	9.6	▲3.3℃
名古屋	9.0	▲3.7℃
富山	6.9	▲3.4℃
大阪	9.5	▲3.5℃
広島	9.6	▲3.0℃
高松	9.9	▲2.3℃
福岡	11.5	▲2.1℃
那覇	19.5	▲0.5℃
全国	9.2℃	▲ 2.9

参考　2024年2月の一般ガス事業のお客様件数・ガス販売量実績

		当月	前年同月	増減	前年比(%)
お客さま件数（千戸）	家庭用	26,952	26,738	214	0.8%
	商業用他	1,200	1,207	▲ 7	▲0.6%
	計	28,152	27,945	207	0.7%

出典:経産省HP

		当月	前年同月	増減	前年比(%)
ガス販売量（千㎥）	家庭用	1,171,942	1,128,662	43,280	3.8%
	商業用他	2,509,355	2,468,682	40,673	1.6%
	計	3,681,297	3,597,344	83,953	2.3%

（41.8605MJ=1万kcal換算）

2024年3月分コミュニティーガス事業　生産動態統計の概況

2023年度累計（4月-3月） コミュニティーガス事業生産動態統計の概況

出典:ガス市場整備課 簡易ガス事業生産動態統計の概況

	地点群数				許可地点数（件）				メーター取付数（個）				調定数（件）				（内家庭用調定数）(件)			
	2023年度累計（4月-3月）	前年同期	増減	前年比(%)	2023年度累計（4月-3月）	前年同期	増減	前年比(%)	2023年度累計（4月-3月）	前年同期	増減	前年比(%)	2023年度累計（4月-3月）	前年同期	増減	前年比(%)	2023年度累計（4月-3月）	前年同期	増減	前年比(%)
北海道	4,112	4,093	19	0.5%	1,694,391	1,692,115	2,276	0.1%	1,177,695	1,181,120	▲ 3,425	▲0.3%	971,756	981,792	▲ 10,036	▲1.0%	956,299	965,963	▲ 9,664	▲ 1.0%
東 北	7,137	7,166	▲ 29	▲0.4%	1,827,178	1,837,632	▲ 10,454	▲0.6%	1,363,445	1,365,135	▲ 1,690	▲0.1%	1,098,038	1,110,139	▲ 12,101	▲1.1%	1,082,965	1,094,679	▲ 11,714	▲ 1.1%
関 東	24,346	24,506	▲ 160	▲0.7%	6,232,447	6,233,892	▲ 1,445	▲0.0%	4,489,255	4,516,801	▲ 27,546	▲0.6%	3,817,924	3,852,952	▲ 35,028	▲0.9%	3,780,259	3,816,191	▲ 35,932	▲ 0.9%
中 部	7,851	7,848	3	0.0%	2,109,743	2,098,404	11,339	0.5%	1,531,732	1,531,514	218	0.0%	1,296,532	1,296,427	105	0.0%	1,288,443	1,289,163	▲ 720	▲ 0.1%
北 陸	3,250	3,301	▲ 51	▲1.5%	698,615	703,612	▲ 4,997	▲0.7%	450,545	458,546	▲ 8,001	▲1.7%	339,560	342,158	▲ 2,598	▲0.8%	336,632	339,188	▲ 2,556	▲ 0.8%
近 畿	11,812	11,913	▲ 101	▲0.8%	2,511,691	2,555,425	▲ 43,734	▲1.7%	1,830,056	1,835,575	▲ 5,519	▲0.3%	1,410,777	1,433,054	▲ 22,277	▲1.6%	1,401,694	1,423,793	▲ 22,099	▲ 1.6%
中 国	7,088	7,134	▲ 46	▲0.6%	1,622,360	1,651,794	▲ 29,434	▲1.8%	1,111,643	1,123,260	▲ 11,617	▲1.0%	888,761	901,316	▲ 12,555	▲1.4%	883,563	895,923	▲ 12,360	▲ 1.4%
四 国	4,219	4,191	28	0.7%	866,635	861,745	4,890	0.6%	680,792	680,103	689	0.1%	508,088	514,134	▲ 6,046	▲1.2%	506,992	513,004	▲ 6,012	▲ 1.2%
九 州	14,102	14,088	14	0.1%	3,626,743	3,629,593	▲ 2,850	▲0.1%	2,728,442	2,737,492	▲ 9,050	▲0.3%	2,265,614	2,288,837	▲ 23,223	▲1.0%	2,253,042	2,276,194	▲ 23,152	▲ 1.0%
沖 縄	2,544	2,446	98	4.0%	426,354	414,203	12,151	2.9%	420,385	407,423	12,962	3.2%	371,582	360,700	10,882	3.0%	371,286	360,420	10,866	3.0%
全 国	86,461	86,686	▲ 225	▲0.3%	21,616,157	21,678,415	▲ 62,258	▲0.3%	15,783,990	15,836,969	▲ 52,979	▲0.3%	12,968,632	13,081,509	▲ 112,877	▲0.9%	12,861,175	12,974,518	▲ 113,343	▲ 0.9%

※新規地点群 累計 地点群…地点

（100.4652MJ=24,000kcal換算）

（100.4652MJ=24,000kcal換算）

	販売量（㎥）												家庭用単位消費量（㎥/戸）				2023年度累計(4月-3月) 平均気温		
	2023年度累計(4月-3月)			前年同期			前年比										出典:気象庁		
	家庭用	商業用他	合計	家庭用	商業用他	合計	家庭用	%	商業用他	%	合計	%	2023年度累計（4月-3月）	前年同期	増減	前年比(%)			前年比
北海道	7,326,219	1,245,304	8,571,523	7,247,823	1,491,359	8,739,182	78,396	1.1%	▲ 246,055	▲16.5%	▲ 167,659	▲1.9%	7.7	7.5	0.2	2.7%	札幌	10.9℃	0.7℃
東 北	9,237,971	1,469,552	10,707,523	9,949,393	1,653,983	11,603,376	▲ 711,422	▲7.2%	▲ 184,431	▲11.2%	▲ 895,853	▲7.7%	8.5	9.1	▲ 0.6	▲6.6%	仙台	15.0℃	1.2℃
関 東	36,934,515	3,145,323	40,079,838	40,228,358	3,437,784	43,666,142	▲ 3,293,843	▲8.2%	▲ 292,461	▲8.5%	▲ 3,586,304	▲8.2%	9.8	10.5	▲ 0.7	▲6.7%	東京	17.5℃	0.8℃
中 部	13,075,407	638,695	13,714,102	13,592,219	702,772	14,294,991	▲ 516,812	▲3.8%	▲ 64,077	▲9.1%	▲ 580,889	▲4.1%	10.1	10.5	▲ 0.4	▲3.8%	名古屋	17.4℃	0.2℃
北 陸	2,445,474	301,016	2,746,490	2,604,685	327,685	2,932,370	▲ 159,211	▲6.1%	▲ 26,669	▲8.1%	▲ 185,880	▲6.3%	7.3	7.7	▲ 0.4	▲5.2%	富山	16.0℃	0.5℃
近 畿	12,651,898	618,964	13,270,862	13,291,802	678,786	13,970,588	▲ 639,904	▲4.8%	▲ 59,822	▲8.8%	▲ 699,726	▲5.0%	9.0	9.3	▲ 0.3	▲3.2%	大阪	17.9℃	0.0℃
中 国	7,892,041	334,706	8,226,747	8,199,969	382,369	8,582,338	▲ 307,928	▲3.8%	▲ 47,663	▲12.5%	▲ 355,591	▲4.1%	8.9	9.2	▲ 0.3	▲3.3%	広島	17.5℃	0.0℃
四 国	4,032,277	60,120	4,092,397	4,198,320	69,024	4,267,344	▲ 166,043	▲4.0%	▲ 8,904	▲12.9%	▲ 174,947	▲4.1%	8.0	8.2	▲ 0.2	▲2.4%	高松	17.6℃	0.0℃
九 州	18,288,313	833,951	19,122,264	18,861,331	969,887	19,831,218	▲ 573,018	▲3.0%	▲ 135,936	▲14.0%	▲ 708,954	▲3.6%	8.1	8.3	▲ 0.2	▲2.4%	福岡	18.4℃	0.2℃
沖 縄	2,110,162	26,412	2,136,574	2,163,938	36,923	2,200,861	▲ 53,776	▲2.5%	▲ 10,511	▲28.5%	▲ 64,287	▲2.9%	5.7	6.0	▲ 0.3	▲5.0%	那覇	23.9℃	0.1℃
全 国	113,994,277	8,674,043	122,668,320	120,337,838	9,750,572	130,088,410	▲ 6,343,561	▲5.3%	▲ 1,076,529	▲11.0%	▲ 7,420,090	▲5.7%	8.9	9.3	▲ 0.4	▲4.3%	全国	17.2℃	0.4℃

参考 2023年度(4月-2月)累計 一般ガス事業のガス販売量実績

出典:経産省HP

		当年4月－3月	前年同期	増 減	前年比(%)
お客さま件数（千戸）	家 庭 用	322,300	319,778	2,522	0.8%
	商業用他	14,350	14,440	▲ 91	▲0.6%
	計	336,650	334,218	2,431	0.7%

		当年4月－3月	前年同期	増減	前年比(%)
ガス販売量（千㎥）	家 庭 用	8,893,929	9,340,156	▲ 446,227	▲ 4.8%
	商業用他	29,106,376	30,899,295	▲ 1,792,918	▲ 5.8%
	計	38,000,305	40,239,451	▲ 2,239,145	▲ 5.6%

（41.8605MJ=1万kcal換算）

2024年4月分コミュニティーガス事業　生産動態統計の概況

2024/6/28

出典:ガス市場整備課　簡易ガス事業生産動態統計の概況

	地点群数				許可地点数（件）				メーター取付数（個）				調定数（件）				（内家庭用調定数）（件）			
	当月末	前年同月末	増減	前年比(%)	当月末	前年同月末	増減	前年比(%)	当月末	前年同月末	増減	前年比(%)	当月末	前年同月末	増減	前年比(%)	当月末	前年同月末	増減	前年比(%)
北海道	343	342	1	0.3%	141,281	141,027	254	0.2%	98,056	98,126	▲ 70	▲0.1%	80,672	81,470	▲ 798	▲1.0%	79,389	80,159	▲ 770	▲1.0%
東北	595	597	▲ 2	▲0.3%	152,131	152,658	▲ 527	▲0.3%	113,757	113,880	▲ 123	▲0.1%	91,082	92,176	▲ 1,094	▲1.2%	89,886	90,895	▲ 1,009	▲1.1%
関東	2,028	2,035	▲ 7	▲0.3%	519,489	520,106	▲ 617	▲0.1%	373,957	375,008	▲ 1,051	▲0.3%	317,142	320,240	▲ 3,098	▲1.0%	314,019	317,080	▲ 3,061	▲1.0%
中部	657	654	3	0.5%	176,805	174,830	1,975	1.1%	128,228	127,216	1,012	0.8%	108,241	107,934	307	0.3%	107,476	107,331	145	0.1%
北陸	270	273	▲ 3	▲1.1%	58,126	58,418	▲ 292	▲0.5%	37,373	37,901	▲ 528	▲1.4%	28,521	28,442	79	0.3%	28,277	28,195	82	0.3%
近畿	983	989	▲ 6	▲0.6%	211,874	209,867	2,007	1.0%	154,668	152,923	1,745	1.1%	119,017	118,308	709	0.6%	118,246	117,558	688	0.6%
中国	591	589	2	0.3%	135,113	135,062	51	0.0%	92,406	92,964	▲ 558	▲0.6%	73,804	74,377	▲ 573	▲0.8%	73,375	73,938	▲ 563	▲0.8%
四国	353	350	3	0.9%	72,362	72,022	340	0.5%	56,815	56,649	166	0.3%	42,043	42,512	▲ 469	▲1.1%	41,952	42,419	▲ 467	▲1.1%
九州	1,185	1,178	7	0.6%	303,591	302,739	852	0.3%	228,377	228,080	297	0.1%	188,849	189,853	▲ 1,004	▲0.5%	187,802	188,806	▲ 1,004	▲0.5%
沖縄	216	209	7	3.3%	35,991	35,066	925	2.6%	35,517	34,519	998	2.9%	31,355	30,507	848	2.8%	31,331	30,482	849	2.8%
全国	7,221	7,216	5	0.1%	1,806,763	1,801,795	4,968	0.3%	1,319,154	1,317,266	1,888	0.1%	1,080,726	1,085,819	▲ 5,093	▲0.5%	1,071,753	1,076,863	▲ 5,110	▲0.5%

※新規地点群　地点群…　地点

（100.4652MJ=24,000kcal換算）

	販売量（㎥）												家庭用単位消費量（㎥/戸）			
	当月			前年同月			前年同月比									
	家庭用	商業用他	合計	家庭用	商業用他	合計	家庭用	%	商業用他	%	合計	%	当月	前年同月	増減	前年比(%)
北海道	763,578	143,751	907,329	719,388	134,553	853,941	44,190	6.1%	9,198	6.8%	53,388	6.3%	9.6	9.0	0.6	6.7%
東北	990,381	143,667	1,134,048	960,153	121,870	1,082,023	30,228	3.1%	21,797	17.9%	52,025	4.8%	11.0	10.6	0.4	3.8%
関東	4,207,135	367,633	4,574,768	3,896,984	307,345	4,204,329	310,151	8.0%	60,288	19.6%	370,439	8.8%	13.4	12.3	1.1	8.9%
中部	1,435,986	64,168	1,500,154	1,366,754	52,317	1,419,071	69,232	5.1%	11,851	22.7%	81,083	5.7%	13.4	12.7	0.7	5.5%
北陸	276,797	30,246	307,043	258,477	25,314	283,791	18,320	7.1%	4,932	19.5%	23,252	8.2%	9.8	9.2	0.6	6.5%
近畿	1,491,761	58,420	1,550,181	1,371,795	58,387	1,430,182	119,966	8.7%	33	0.1%	119,999	8.4%	12.6	11.7	0.9	7.7%
中国	864,175	29,110	893,285	825,553	26,969	852,522	38,622	4.7%	2,141	7.9%	40,763	4.8%	11.8	11.2	0.6	5.4%
四国	424,594	4,871	429,465	415,114	4,488	419,602	9,480	2.3%	383	8.5%	9,863	2.4%	10.1	9.8	0.3	3.1%
九州	1,910,818	69,327	1,980,145	1,889,828	69,936	1,959,764	20,990	1.1%	▲ 609	▲0.9%	20,381	1.0%	10.2	10.0	0.2	2.0%
沖縄	209,501	1,310	210,811	214,289	2,951	217,240	▲ 4,788	▲2.2%	▲ 1,641	▲55.6%	▲ 6,429	▲3.0%	6.7	7.0	▲ 0.3	▲4.3%
全国	12,574,726	912,503	13,487,229	11,918,335	804,130	12,722,465	656,391	5.5%	108,373	13.5%	764,764	6.0%	11.7	11.1	0.6	5.4%

当月平均気温		
出典:気象庁		前年比
札幌	10.4	1.2℃
仙台	14.8	1.5℃
東京	17.1	0.8℃
名古屋	17.5	1.6℃
富山	14.3	0.5℃
大阪	17.8	1.9℃
広島	17.5	1.8℃
高松	17.3	1.8℃
福岡	17.6	0.9℃
那覇	23.9	1.4℃
全国	16.8℃	1.3

参考　2024年2月の一般ガス事業のお客様件数・ガス販売量実績

出典:経産省HP

		当月	前年同月	増減	前年比(%)
お客さま件数（千戸）	家庭用	27,064	26,849	215	0.8%
	商業用他	1,199	1,205	▲ 6	▲0.5%
	計	28,263	28,054	209	0.7%

		当月	前年同月	増減	前年比(%)
ガス販売量（千㎥）	家庭用	976,711	868,777	107,935	12.4%
	商業用他	2,152,044	2,060,390	91,654	4.4%
	計	3,128,755	2,929,167	199,589	6.8%

（41.8605MJ=1万kcal換算）

2024年4月分コミュニティーガス事業　生産動態統計の概況

2024年累計（1月-12月） コミュニティーガス事業生産動態統計の概況

出典:ガス市場整備課 簡易ガス事業生産動態統計の概況

	地点群数				許可地点数（件）				メーター取付数（個）				調定数（件）				（内家庭用調定数）（件）			
	2024年累計(1月-12	前年同期	増減	前年比（%）	2024年累計(1月-12	前年同期	増減	2024年累計（1月-12月）	2024年累計（1月-12月）	前年同期	増減	2024年累計(1月-12	2024年累計（1月-12月）	前年同期	増減	2024年累計（1月-12月）	2024年累計（1月-12月）	前年同期	増減	2024年累計（1月-12月）
北海道	1,371	1,365	6	0.4%	565,070	563,862	1,208	0.2%	392,381	392,822	▲ 441	▲0.1%	322,909	328,501	▲ 5,592	▲1.7%	317,738	320,868	▲ 3,130	▲ 1.0%
東北	2,375	2,386	▲ 11	▲0.5%	608,013	610,873	▲ 2,860	▲0.5%	454,016	454,872	▲ 856	▲0.2%	364,131	371,505	▲ 7,374	▲2.0%	359,188	363,470	▲ 4,282	▲ 1.2%
関東	8,104	8,146	▲ 42	▲0.5%	2,076,732	2,079,496	▲ 2,764	▲0.1%	1,494,168	1,501,324	▲ 7,156	▲0.5%	1,268,346	1,289,086	▲ 20,740	▲1.6%	1,255,816	1,268,524	▲ 12,708	▲ 1.0%
中部	2,620	2,619	1	0.0%	706,355	699,555	6,800	1.0%	512,112	509,169	2,943	0.6%	432,779	431,136	1,643	0.4%	429,710	429,656	54	0.0%
北陸	1,080	1,095	▲ 15	▲1.4%	232,562	234,035	▲ 1,473	▲0.6%	149,603	152,027	▲ 2,424	▲1.6%	113,462	114,280	▲ 818	▲0.7%	112,483	112,805	▲ 322	▲ 0.3%
近畿	3,931	3,959	▲ 28	▲0.7%	840,183	840,312	▲ 129	▲0.0%	613,185	610,902	2,283	0.4%	471,529	479,640	▲ 8,111	▲1.7%	468,456	471,387	▲ 2,931	▲ 0.6%
中国	2,366	2,360	6	0.3%	540,894	546,267	▲ 5,373	▲1.0%	369,744	372,212	▲ 2,468	▲0.7%	295,510	302,184	▲ 6,674	▲2.2%	293,787	296,325	▲ 2,538	▲ 0.9%
四国	1,409	1,400	9	0.6%	289,179	288,096	1,083	0.4%	227,010	226,745	265	0.1%	168,323	171,358	▲ 3,035	▲1.8%	167,957	170,074	▲ 2,117	▲ 1.2%
九州	4,708	4,704	4	0.1%	1,209,375	1,210,201	▲ 826	▲0.1%	908,860	911,722	▲ 2,862	▲0.3%	753,112	765,828	▲ 12,716	▲1.7%	748,906	755,913	▲ 7,007	▲ 0.9%
沖縄	859	828	31	3.7%	143,473	139,626	3,847	2.8%	141,580	137,455	4,125	3.0%	125,158	119,398	5,760	4.8%	125,062	121,703	3,359	2.8%
全国	28,823	28,862	▲ 39	▲0.1%	7,211,836	7,212,323	▲ 487	▲0.0%	5,262,659	5,269,250	▲ 6,591	▲0.1%	4,315,259	4,372,916	▲ 57,657	▲1.3%	4,279,103	4,310,725	▲ 31,622	▲ 0.7%

※新規地点群 累計 地点群…地点

（100.4652MJ=24,000kcal換算）

	販売量（㎥）												家庭用単位消費量（㎥/戸）				2024年累計（1月-12月）平均気温		
	2024年累計（1月-12月）			前年同月累計			前年比										出典:気象庁		
	家庭用	商業用他	合計	家庭用	商業用他	合計	家庭用	%	商業用他	%	合計	%	2024年累計（1月-12月）	前年同月累計	増減	前年比（%）			前年比
北海道	3,941,171	566,730	4,507,901	3,617,067	778,085	4,395,152	324,104	9.0%	▲ 211,355	▲27.2%	112,749	2.6%	12.2	11.0	1.2	10.9%	札幌	1.9℃	0.1℃
東北	4,184,223	545,082	4,729,305	4,262,243	699,111	4,961,354	▲ 78,020	▲1.8%	▲ 154,029	▲22.0%	▲ 232,049	▲4.7%	11.5	11.5	0.0	0.0%	仙台	7.4℃	0.5℃
関東	18,178,796	1,289,109	19,467,905	18,474,036	1,586,762	20,060,798	▲ 295,240	▲1.6%	▲ 297,653	▲18.8%	▲ 592,893	▲3.0%	14.3	14.3	0.0	0.0%	東京	10.5℃	▲0.1℃
中部	6,442,592	219,329	6,661,921	6,450,686	278,759	6,729,445	▲ 8,094	▲0.1%	▲ 59,430	▲21.3%	▲ 67,524	▲1.0%	14.9	15.0	▲ 0.1	▲0.7%	名古屋	10.2℃	0.1℃
北陸	1,168,795	99,006	1,267,801	1,184,053	122,914	1,306,967	▲ 15,258	▲1.3%	▲ 23,908	▲19.5%	▲ 39,166	▲3.0%	10.3	10.4	▲ 0.1	▲1.0%	富山	7.8℃	▲0.2℃
近畿	6,236,312	194,132	6,430,444	6,329,112	267,107	6,596,219	▲ 92,800	▲1.5%	▲ 72,975	▲27.3%	▲ 165,775	▲2.5%	13.2	13.2	0.0	0.0%	大阪	10.7℃	0.1℃
中国	3,886,210	122,600	4,008,810	3,933,973	162,019	4,095,992	▲ 47,763	▲1.2%	▲ 39,419	▲24.3%	▲ 87,182	▲2.1%	13.2	13.0	0.2	1.5%	広島	10.5℃	0.3℃
四国	1,874,447	17,456	1,891,903	1,923,347	23,319	1,946,666	▲ 48,900	▲2.5%	▲ 5,863	▲25.1%	▲ 54,763	▲2.8%	11.1	11.2	▲ 0.1	▲0.9%	高松	10.4℃	0.3℃
九州	8,658,555	239,182	8,897,737	8,866,562	338,177	9,204,739	▲ 208,007	▲2.3%	▲ 98,995	▲29.3%	▲ 307,002	▲3.3%	11.5	11.6	▲ 0.1	▲0.9%	福岡	11.8℃	0.2℃
沖縄	917,461	3,835	921,296	938,570	12,154	950,724	▲ 21,109	▲2.2%	▲ 8,319	▲68.4%	▲ 29,428	▲3.1%	7.3	7.9	▲ 0.6	▲7.6%	那覇	20.3℃	0.5℃
全国	55,488,562	3,296,461	58,785,023	55,979,649	4,268,407	60,248,056	▲ 491,087	▲0.9%	▲ 971,946	▲22.8%	▲ 1,463,033	▲2.4%	12.9	12.8	0.1	0.8%	全国	10.1℃	0.2℃

参考 2024年(1月－12月)累計 一般ガス事業のガス販売量実績

出典:経産省HP

		当年1月－12月	前年同期	増減	前年比(%)
お客さま件数（千戸）	家庭用	107,839	107,002	837	0.8%
	商業用他	4,799	4,828	▲ 29	▲ 0.6%
	計	112,638	111,830	808	0.7%

		当年1月－12月	前年同期	増減	前年比(%)
ガス販売量（千㎥）	家庭用	4,627,569	4,590,231	37,338	0.8%
	商業用他	10,022,361	10,226,997	▲ 204,636	▲ 2.0%
	計	14,649,929	14,817,228	▲ 167,298	▲ 1.1%

（41.8605MJ=1万kcal換算）

（41.8605MJ=1万kcal換算）

2024年度
第2回業務委員会
参考資料№10-3

ガス事業生産動態統計の概況
（ガス小売事業（特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給するものに限る。））

（令和６年３月分）

資源エネルギー庁
電力・ガス事業部
ガス市場整備室

令和6年3月分のガス小売事業（特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給するものに限る。）の総生産量（販売量）は、14,664,831㎥となり、対前年同月比102.6%、調定数は、対前年同月比99.4%、平均販売量は、対前年同月比103.3%だった。

（１）供給地点群数等

供給地点群数及び供給地点数は、それぞれ7,211（対前月より14地点群増加、対前年同月比99.9%）、1,805,273（対前月より5,470地点増加、対前年同月比100.0%）となった。

（２）需要家メーター取付数等

需要家メーター取付数は、1,316,982個（対前年同月比99.9%）で対前月3,979個の増加（対前月比100.3%）、調定数は、1,078,680件（対前年同月比99.4%）で対前月1,105件の増加（対前月比100.1%）、そのうち家庭用需要家メーター取付数は、1,305,128個、調定数は、1,069,635件である。

（３）総生産量（販売量）

総生産量（販売量）は、14,664,831㎥で、そのうち家庭用は、13,536,826㎥（構成比92.3%）となっている。

平均販売量

時間軸コード	年月	経済産業局名	生産量（販売量） 対前年同月比	生産量（販売量） 対前年同月比	平均販売量	平均販売量	平均販売量
			家庭用	総販売量	2023年3月	2024年3月	対前年同月比
			%	%	㎥／月	㎥／月	%
2024000303	202403	北海道局	110.06	109.21	12.91	14.24	110.29
2024000303	202403	東北局	100.95	102.41	12.96	13.44	103.68
2024000303	202403	関東局	101.71	102.77	14.84	15.41	103.86
2024000303	202403	中部局	102.92	103.23	14.76	15.21	103.05
2024000303	202403	北陸支局	102.98	103.54	10.82	11.23	103.73
2024000303	202403	近畿局	101.96	101.59	13.26	13.41	101.13
2024000303	202403	中国局	103.55	103.7	12.91	13.48	104.44
2024000303	202403	四国局	101.24	101.33	10.7	11	102.81
2024000303	202403	九州局	100.19	99.9	11.45	11.56	101.02
2024000303	202403	沖縄局	98.01	97.1	7.67	7.23	94.18
2024000303	202403	全　国	102.2	102.64	13.16	13.6	103.3

ガス事業生産動態統計集計表（令和6年3月分） 総括表

項目1	項目2	項目3	単位	北海道局	東北局	関東局	中部局	北陸支局	近畿局	中国局	四国局	九州局	沖縄局	い号合計	ろ号合計	合　計
供給地点群数			個	342	594	2,027	657	270	986	592	352	1,176	215			7,211
	(うち圧縮天然ガス)		個	0	0	21	0	0	0	0	0	0	0			21
供給地点数			個	141,208	152,101	519,317	176,802	58,126	212,147	135,293	72,285	302,084	35,910			1,805,273
	(うち圧縮天然ガス)		個	0	0	4,030	0	0	0	0	0	0	0			4,030
原料	月始在庫量		kg	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	7,022,110	3,891	7,026,001
	(うち圧縮天然ガス)		m^3	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x			0
	受入量		kg	2,686,511	2,626,651	9,939,273	3,497,370	669,843	3,375,525	2,029,301	1,005,466	4,609,582	447,151	30,847,862	38,811	30,886,673
	(うち圧縮天然ガス)		m^3	0	0	63,852	0	0	0	0	0	0	0			63,852
	消費量		kg	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	13,547,088	30,770	13,577,858
	(うち圧縮天然ガス)		m^3	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x			0
	過欠補正		kg	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	−52,860	−1,472	−54,332
	(うち圧縮天然ガス)		m^3	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x			0
	月末在庫量		kg	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	7,263,239	7,609	7,270,848
	(うち圧縮天然ガス)		m^3	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x			0
需要家メーター数	家庭用取付数	取付数	個	96,045	111,729	369,567	127,276	37,023	153,798	91,905	56,598	225,785	35,402			1,305,128
		(うち圧縮天然ガス)	個	0	0	3,464	0	0	0	0	0	0	0			3,464
		調定数	個	79,409	89,677	313,574	107,409	28,122	118,327	73,417	41,828	186,555	31,317			1,069,635
		(うち圧縮天然ガス)	個	0	0	2,984	0	0	0	0	0	0	0			2,984
	商業用	取付数	個	1,537	1,333	3,538	734	281	724	268	135	671	20			9,241
		(うち圧縮天然ガス)	個	0	0	17	0	0	0	0	0	0	0			17
		調定数	個	897	966	2,780	615	173	577	213	73	594	14			6,902
		(うち圧縮天然ガス)	個	0	0	17	0	0	0	0	0	0	0			17
	その他	取付数	個	488	326	404	201	90	254	263	23	549	15			2,613
		(うち圧縮天然ガス)	個	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0
		調定数	個	396	279	351	150	72	192	217	18	458	10			2,143
		(うち圧縮天然ガス)	個	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0
	計	取付数	個	98,070	113,388	373,509	128,211	37,394	154,776	92,436	56,756	227,005	35,437			1,316,982
		(うち圧縮天然ガス)	個	0	0	3,481	0	0	0	0	0	0	0			3,481
		調定数	個	80,702	90,922	316,705	108,174	28,367	119,096	73,847	41,919	187,607	31,341			1,078,680
		(うち圧縮天然ガス)	個	0	0	3,001	0	0	0	0	0	0	0			3,001
生産量 (販売量)	家庭用		m^3	946,222	1,035,319	4,433,431	1,571,252	285,652	1,534,082	955,133	455,837	2,094,550	225,348			13,536,826
	(うち圧縮天然ガス)		m^3	0	0	69,057	0	0	0	0	0	0	0			69,057
	商業用		m^3	73,057	125,466	367,305	58,304	13,605	35,912	13,987	2,539	32,567	1,174			723,916
	(うち圧縮天然ガス)		m^3	0	0	2,001	0	0	0	0	0	0	0			2,001
	その他		m^3	130,216	60,916	79,522	16,084	19,188	26,834	26,361	2,799	42,157	12			404,089
	(うち圧縮天然ガス)		m^3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0
	計		m^3	1,149,495	1,221,701	4,880,258	1,645,640	318,445	1,596,828	995,481	461,175	2,169,274	226,534			14,664,831
	(うち圧縮天然)		m^3	0	0	71,058	0	0	0	0	0	0	0			71,058

ガス事業生産動態統計の概況
（ガス小売事業（特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給するものに限る。））

（令和６年4月分）

資源エネルギー庁
電力・ガス事業部
ガス市場整備室

令和6年4月分のガス小売事業（特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給するものに限る。）の総生産量（販売量）は、13,487,229㎥となり、対前年同月比105.9%、調定数は、対前年同月比99.4%、平均販売量は、対前年同月比106.5%だった。

（１）供給地点群数等

供給地点群数及び供給地点数は、それぞれ7,221（対前月より10地点群増加、対前年同月比100.0%）、1,806,763（対前月より1,490地点増加、対前年同月比100.2%）となった。

（２）需要家メーター取付数等

需要家メーター取付数は、1,319,154個（対前年同月比100.1%）で対前月2,172個の増加（対前月比100.2%）、調定数は、1,080,726件（対前年同月比99.4%）で対前月2,046件の増加（対前月比100.2%）、そのうち家庭用需要家メーター取付数は、1,307,357個、調定数は、1,071,753件である。

（３）総生産量（販売量）

総生産量（販売量）は、13,487,229㎥で、そのうち家庭用は、12,574,726㎥（構成比93.2%）となっている。

平均販売量

時間軸コード	年月	経済産業局名	生産量（販売量） 対前年同月比	生産量（販売量） 対前年同月比	平均販売量	平均販売量	平均販売量
			家庭用	総販売量	2023年4月	2024年4月	対前年同月比
			%	%	㎥／月	㎥／月	%
2024000404	202404	北海道局	106.14	106.25	10.48	11.25	107.3
2024000404	202404	東北局	103.15	104.81	11.74	12.45	106.07
2024000404	202404	関東局	107.96	108.8	13.13	14.42	109.86
2024000404	202404	中部局	104.38	104.92	13.15	13.86	105.38
2024000404	202404	北陸支局	107.09	108.19	9.98	10.77	107.89
2024000404	202404	近畿局	108.75	108.39	12.09	13.02	107.74
2024000404	202404	中国局	104.56	104.66	11.45	12.1	105.7
2024000404	202404	四国局	102.28	102.35	9.87	10.21	103.49
2024000404	202404	九州局	101.11	101.04	10.32	10.49	101.58
2024000404	202404	沖縄局	97.77	97.04	7.12	6.72	94.42
2024000404	202404	全　国	105.42	105.91	11.72	12.48	106.5

ガス事業生産動態統計集計表(令和6年4月分) 総括表

項目1	項目2	項目3	単位	北海道局	東北局	関東局	中部局	北陸支局	近畿局	中国局	四国局	九州局	沖縄局	い号合計	ろ号合計	合　計
供給地点群数			個	343	595	2,028	657	270	983	591	353	1,185	216			7,221
	(うち圧縮天然ガス)		個	0	0	21	0	0	0	0	0	0	0			21
供給地点数			個	141,281	152,131	519,489	176,805	58,126	211,874	135,113	72,362	303,591	35,991			1,806,763
	(うち圧縮天然ガス)		個	0	0	4,030	0	0	0	0	0	0	0			4,030
原料	月始在庫量		kg	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	7,054,122	7,609	7,061,731
	(うち圧縮天然ガス)		m^3	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x			0
	受入量		kg	1,992,366	2,254,787	8,592,503	2,743,231	579,207	2,643,657	1,609,480	879,244	3,855,818	389,807	#########	27,036	#########
	(うち圧縮天然ガス)		m^3	0	0	56,858	0	0	0	0	0	0	0			56,858
	消費量		kg	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	#########	30,123	#########
	(うち圧縮天然ガス)		m^3	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x			0
	過欠補正		kg	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	642,518	3,807	646,325
	(うち圧縮天然ガス)		m^3	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x			0
	月末在庫量		kg	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	7,210,760	6,195	7,216,955
	(うち圧縮天然ガス)		m^3	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x			0
需要家メーター数	家庭用取付数	取付数	個	96,031	112,167	369,997	127,296	37,002	153,689	91,877	56,656	227,160	35,482			1,307,357
		(うち圧縮天然ガス)	個	0	0	3,463	0	0	0	0	0	0	0			3,463
		調定数	個	79,389	89,886	314,019	107,476	28,277	118,246	73,375	41,952	187,802	31,331			1,071,753
		(うち圧縮天然ガス)	個	0	0	2,988	0	0	0	0	0	0	0			2,988
	商業用	取付数	個	1,537	1,266	3,555	732	281	725	268	136	669	20			9,189
		(うち圧縮天然ガス)	個	0	0	17	0	0	0	0	0	0	0			17
		調定数	個	894	920	2,772	615	173	576	213	73	593	14			6,843
		(うち圧縮天然ガス)	個	0	0	17	0	0	0	0	0	0	0			17
	その他	取付数	個	488	324	405	200	90	254	261	23	548	15			2,608
		(うち圧縮天然ガス)	個	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0
		調定数	個	389	276	351	150	71	195	216	18	454	10			2,130
		(うち圧縮天然ガス)	個	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0
	計	取付数	個	98,056	113,757	373,957	128,228	37,373	154,668	92,406	56,815	228,377	35,517			1,319,154
		(うち圧縮天然ガス)	個	0	0	3,480	0	0	0	0	0	0	0			3,480
		調定数	個	80,672	91,082	317,142	108,241	28,521	119,017	73,804	42,043	188,849	31,355			1,080,726
		(うち圧縮天然ガス)	個	0	0	3,005	0	0	0	0	0	0	0			3,005
生産量	家庭用		m^3	763,578	990,381	4,207,135	1,435,986	276,797	1,491,761	864,175	424,594	1,910,818	209,501			#########
(販売量)	(うち圧縮天然ガス)		m^3	0	0	64,262	0	0	0	0	0	0	0			64,262
	商業用		m^3	56,091	98,356	295,400	53,006	14,824	34,492	11,892	2,644	32,400	1,284			600,389
	(うち圧縮天然ガス)		m^3	0	0	1,100	0	0	0	0	0	0	0			1,100
	その他		m^3	87,660	45,311	72,233	11,162	15,422	23,928	17,218	2,227	36,927	26			312,114
	(うち圧縮天然ガス)		m^3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0
	計		m^3	907,329	1,134,048	4,574,768	1,500,154	307,043	1,550,181	893,285	429,465	1,980,145	210,811			#########
	(うち圧縮天然)		m^3	0	0	65,362	0	0	0	0	0	0	0			65,362